

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[6] 1,2-ジプロモエタン 初期環境調査・水質(ng/L) 地点ベース検出頻度：0/21(欠測等：0) 検体ベース検出頻度：0/21(欠測等：0) 検出範囲：nd 検出下限値範囲：0.88～3.7 検出下限値：3.7 要求検出下限値：6	岩手県	1	豊沢川（花巻市）	nd	1.8
	宮城県	2	迫川二ツ屋橋（登米市）	nd	0.88
		3	白石川船岡大橋（柴田町）	nd	0.88
	茨城県	4	花園川磯馴橋（北茨城市）	nd	0.88
	東京都	5	荒川河口（江東区）	nd	0.88
		6	隅田川河口（港区）	nd	0.88
	横浜市	7	鶴見川亀の子橋（横浜市）	nd	0.88
		8	横浜港	nd	0.88
	新潟県	9	信濃川下流（新潟市）	nd	0.88
	富山県	10	神通川河口菰浦橋（富山市）	nd	0.88
	岐阜県	11	水門川八兵衛橋（大垣市）	nd	0.88
	愛知県	12	名古屋港潮見ふ頭西	nd	0.88
	名古屋市	13	堀川港新橋（名古屋市）	nd	0.88
	大阪府	14	大和川河口（堺市）	nd	0.88
	大阪市	15	大川毛馬橋（大阪市）	nd	0.97
		16	大阪港	nd	0.97
	山口県	17	徳山湾	nd	3.7
		18	萩沖	nd	3.7
	福岡県	19	雷山川加布羅橋（前原市）	nd	3.7
		20	大牟田沖	nd	3.7
	佐賀県	21	伊万里湾	nd	0.88

(注1) 「検出頻度（地点ベース）」とは検出地点数/調査地点数（欠測等は除く）を、

「検出頻度（検体ベース）」とは検出検体数/調査検体数（欠測等は除く）をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd：不検出